

動物用医薬品

動物用ヨーチン・SFL

2019年5月改訂

貯法	気密容器	承認指令書番号	17消安第4537号
		販売開始	2007年3月

外皮用殺菌消毒薬

劇 指定

動物用ヨーチン・SFL

500mL

第4類・アルコール類・水溶性・危険等級Ⅱ・火気厳禁

【成分及び分量】

品名	動物用ヨーチン・SFL
有効成分	ヨウ素
含量	100mL中 ヨウ素6g

【効能又は効果】

- (1)皮膚表面の一般消毒
- (2)創傷・潰瘍の殺菌・消毒

【用法及び用量】

本剤を5～10倍に消毒用アルコールで希釈し、1日2～3回、患部及び皮膚に適量塗布する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1 守らなければならないこと

(一般的注意)

- (1)本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
 - (2)本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
 - (3)本剤は外用以外に使用しないこと。
- (取扱い及び廃棄のための注意)
- (1)原液及び濃厚液が、飲食物、飼料、被服、幼児のおもちゃ等にかからないように注意すること。
 - (2)希釈をするときは、食品用の容器等、誤用のおそれのあるものを使用しないこと。
 - (3)詰め替えを行うときは、同製品の容器又はポリエチレン製の容器を使用すること。
 - (4)本剤は引火性があるので、火気に注意すること。
 - (5)食品、食器、飼料等と区別し、小児の手の届かない暗所に保管すること。
 - (6)使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
 - (7)本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- (1)原液及び濃厚液が、皮膚、眼等にかからないように注意すること。万一皮膚に付着したり、眼に入った場合は直ちに水洗いすること。
- (2)原液及び希釈液を誤飲しないように注意すること。誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。
- (3)アレルギー体質等で発赤、掻痒感等の過敏症状が現れた場合には、直ちに使用を中止すること。

(対象動物に関する注意)

- (1)副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
- (取扱い上の注意)
- (1)本剤をマーキュロクロム液と混合した場合、沈殿を生じることがあるので混合しないこと。
 - (2)手術部位の消毒に使用し、包帯をする場合は、通気性を十分考慮すること。

【製品情報お問い合わせ先】

株式会社 科学飼料研究所 動薬部
〒370-1202 群馬県高崎市宮原町3-3
TEL:027-347-3223

製造販売元

 株式会社科学飼料研究所
東京都中央区八丁堀三丁目3番5号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

製造番号

使用の期限

1905

 キャップ: PP
ボトル: PE
ラベル: PP